

≪保護者が茨城県内在住で、**県外**の学校へ通っている皆様へ≫

茨城県私立高等学校等奨学給付金制度【家計急変世帯への支援】について

1. 制度の概要

意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

※新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 支給要件

令和5年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計が急変した世帯に対しては、家計急変が生じた月の翌月（家計急変が生じた日が月の初日である場合は、その月）の1日現在の状況によることとします。

- 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- 家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の世帯に相当すると認められる世帯（生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない）

＜非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例＞この表に該当しない場合はお問い合わせください。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,714,286	2,214,286	2,714,286	3,214,286	3,714,286
	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満

※提出書類を基に令和5年4月～令和6年3月までの年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※この場合の年収とは、会社員の場合は 総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

※年収見込計算方法（会社員の方で、会社作成の給与見込み等がない場合）・・・直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定致します。）

※災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※収入見込み額には退職金、失業手当は含めないものとする。

- } 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
県内の高校に在学する生徒で、保護者が県外に在住している場合は、保護者が
在住する都道府県に申請することとなります。
- 平成26年4月1日以降の入学者であること。

3. 支給額（1人あたり）※詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シートを確認。

○7月（～7月1日）までに家計が急変した場合は、以下の給付額（年額）。

私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒	52,600円～152,000円
私立の通信制高等学校等の在籍生徒	52,100円～52,600円
私立の高等学校の専攻科の在籍生徒	52,100円

※新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

○7月以降に家計が急変した場合は、年額に、家計急変が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和6年3月までの月数を乗じて得た額を12で除した額を給付する。

4. 申請方法

別添【家計急変用】「奨学のための給付金」対象者及び給付額確認シートで、どのケースに該当するかをご確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県のHPからダウンロードしていただくか、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

◆茨城県総務部総務課私学振興室私立学校のページで検索

<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/shigaku/private-school/kyuhukin/index.html>

5. 申請期限 令和6年1月26日（金）（必着）

※上記期限以降は、随時申請を受け付けます。
最終期限は令和6年2月頃を予定しております。

6. 支給の時期 申請後1～2か月以降

【申請書等提出先・お問い合わせ先】 平日 9:00～17:00

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課私学振興室担当 電話 029-301-2249